

## 1 業務の概要

広島市立学校の屋内運動場への空調設備整備等に関して、電気設備の状況等の調査や熱負荷計算、概算事業費の算出、全体的な事業計画等の作成及び民間事業者等に対するヒアリングなど検討に係る支援並びに基本設計等を行う。

## 2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

## 3 履行範囲

全ての広島市立小学校、中学校及び高等学校（ただし、空調設備を整備済の広島市立特別支援学校等は除く。）（詳細は、別紙1「学校一覧表」のとおり。）

## 4 業務内容

### (1) モデル校による先行調査等（調査・検討項目の詳細は、別紙2のとおり。）

屋内運動場の規模等に応じたモデル校を、発注者と協議の上で選定し（8校程度を想定）、電気設備の状況等の調査や空調設備整備における熱負荷計算（面積当たりの熱負荷の検討）、整備方式の整理及び断熱対策の検討等を行う。

なお、整備方式の整理には、熱源（電気・ガス）毎の整備概要、プロット図の作成、整備事業費、維持管理費、その他騒音対策・臭気対策など整備に当たっての諸条件の整理を含むこと。

### (2) 概算事業費等の整理

(1)の結果を踏まえて、空調設備整備事業に係る概算事業費（全体事業費）を算出するとともに、整備手法、整備期間、発注1件当たりの学校数及びその内訳等を整理した全体的な事業計画等の作成等を行う。また、全体的な事業計画等に関して、民間事業者等に対し、参加意欲等のヒアリング調査を行う。

### (3) 全ての学校を対象とした調査等（調査・検討項目の詳細は、別紙2のとおり。）

全ての広島市立小学校、中学校及び高等学校（ただし、広島市立特別支援学校等は除く。）を対象に、電気設備の状況等の調査等を行い、基礎的な情報を取りまとめる。

### (4) 基本設計

全ての広島市立小学校、中学校及び高等学校（ただし、広島市立特別支援学校等は除く。）を対象に、設置機器の仕様（熱源、能力、電源等）を発注者と協議の上で決定し、プロット図の作成、断熱対策等の検討、共通の仕様や設置場所のパターン等の整理を行う。また、屋内運動場への空調設備整備に当たって課題となる事項や関係機関等への必要な手続き等を整理する。

**(5) 発注者との打合せ及び関係機関との協議**

本業務の実施に際しては、発注者との打合せを適宜計画し、事務記録の作成等を行うこと。なお、打合せは、着手時及び各業務における成果物提出時を含め7回程度を想定しているが、発注者が必要とした場合は随時対応すること。

また、必要に応じて中国電力株式会社、広島ガス株式会社その他関係機関と協議し、事務記録の作成等を行い、発注者に提出すること。

**5 スケジュール（予定）**

業務のスケジュールは以下を想定している。ただし、業務の進捗状況等により、変更となる場合がある。また、必要に応じて中間報告等を求める場合がある。

なお、主な成果物として予定している項目（例示）は、別紙3のとおり。

業 務 内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(業務実施前打合せ、モデル校の選定等)				(契約締結後) →								
(1) モデル校による先行調査等				→	→	→						
(2) 概算事業費等の整理				→	→	→						
(3) 全ての学校を対象とした調査等						→	→	→	→	→	→	→
(4) 基本設計						→	→	→	→	→	→	→
(5) 打合せ・関係機関協議				- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
(成果物の提出等)						→	→	→	→	→	→	→

**6 従事者の保有資格等**

上記4に記載の業務内容のうち、「電気設備の状況等の調査」については、建築設備士または電気設備設計について実務経験10年以上のいずれかを満たす者を配置することとし、「熱負荷計算（面積当たりの熱負荷の検討）」については、建築設備士または機械設備設計に係る実務経験が10年以上のいずれかを満たす者を配置すること。

**7 実施計画書及び実施報告書の提出**

**(1) 委託業務実施計画書**

受注者は、契約締結後速やかに、委託業務実施計画書を発注者に提出すること。なお、同計画書には本業務に係る責任者氏名、従事者名簿（上記6に記載の保有資格等が確認できる資料を含む。）、業務実施体制及び業務工程表（上記4(5)に記載の打合せ予定日を含む。）を含むこと。

**(2) 委託業務実施報告書**

受注者は、業務終了後速やかに、委託業務実施報告書を発注者に提出すること。なお、同報告書には業務内容の取りまとめ及び(1)で提出した業務工程表に対応する実施結果を含むこと。

**8 成果物の提出方法**

調査等の結果及び報告書等の作成に当たっては、原則としてマイクロソフト社のワード又はエクセルを使用し、その他のファイル形式を使用する場合には事前に発注者に確認すること。また、以下のとおり電子データを作成し提出すること。

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。
- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。
- (3) 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）10部を提出すること。
- (4) 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

## 9 その他

- (1) 本業務においては、建築設備設計基準（令和6年版）及び建築設備設計計算書作成の手引き（（一社）公共建築協会）を適用する。
- (2) 業務に当たっては、発注者と適宜協議の上、実施することとし、調査・作業等に当たっては、学校運営の支障とならないよう、事前に施設管理者と調査・作業時間等を協議すること。
- (3) 広島市委託契約約款第4条に基づき業務の一部を第三者に再委託等をしようとする時は、再委託等の相手方及びその内容等について、書面により、事前に発注者に提出し、承諾を受けること。
- (4) 成果物及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、全て発注者に帰属するものとし、これらの成果物等を、発注者の承認を得ずに他に公表、転載、提供、貸与、使用等をしてはならない。
- (5) 発注者は、業務実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は、契約額の範囲内において仕様の変更に応じること。また、本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。